

枚方京田辺環境施設組合監査委員に関する条例

平成28年7月1日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の通知)

第2条 監査委員は、監査を行うときは、期日を指定し、あらかじめ、監査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に必要があると認められるときは、この限りでない。

(定期監査)

第3条 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度、7月から12月までの間に1回行う。

(現金出納の検査)

第4条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月27日に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

(公表)

第5条 監査に関する公表は、枚方京田辺環境施設組合公告式条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第1号）の規定を準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。